

**町長からの指示事項**【平成30年9月12日／部課長会議において町長からの指示】

町内の人材活用について、各部でも教育委員会が実施している地域学校協働活動事業「学校応援隊はえばる」の考え方を検討して各種事業へ導入実施に向けて取り組むこと。  
(住民参加のもと、協働のまちづくりの推進)。 **【南風原町まちづくり基本条例を遵守】**

**■南風原町まちづくり基本条例**

(目的)

第1条 この条例は、南風原町のまちづくりに関する基本的事項を定め、町民の権利と役割、議会と行政の役割と責務を明らかにすることにより、協働のきちづくりを推進し、笑顔で幸せあふれる個性豊かな地域社会を構築することを目的とする。

(基本原則)

第5条 3 町民参画の原則 町は、町民参画のもとに町政を推進するものとする。

★参画＝町民が、施策の立案から実施及び評価に至までの過程に主体的に加わり、意思決定に関わることをいう。

(町民の権利)

第6条 3 町民は、まちづくりに関して意見を述べるとともに、参画する権利を有する。

(意見公募手続)

第21条 町は、町の基本的な計画及び重要な条例の策定等に当たっては、特別な理由がある場合を除き事前に案を公表し、町民の意見を聴取するとともに、これに対する町の考え方を公表しなければならない。

(参画及び協働の推進)

第24条 町は、町民がまちづくりに参画する機会の確保及び拡充に努めなければならない。  
2 町民及び町は、協働のまちづくりを推進するため、互いの特性を発揮し、課題解決に取り組むものとする。